

義援金による税金の軽減

前回は被災した場合の被災者のための税金の減免措置についてご紹介しましたが、今回は被災者に対する義援金などを拠出した方の税金の軽減措置についてご紹介します。特に個人の方はこれから年末にかけての善意が今年分の税金を軽減することにもつながりますのでご活用ください。

.個人が支払ったときの寄付金控除

1.適用要件

(1)国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し「指定寄付金」支出したとき

(2)指定寄付金とは

国又は地方公共団体に対する寄付金

学校法人(入学に関する寄付など除く)、社会福祉法人などの特定の団体に対する寄付金

公益法人などに対するもので財務大臣の指定した寄付金

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

認定NPO法人に対する寄付金

一定の政治献金

今般の「新潟中越地震」や台風の被害において災害救助法第2条の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域として指定した区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体(日本赤十字社、共同募金会、報道機関等)に対して拠出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して、拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは上記に該当し、控除の対象となります。「新潟中越地震」の受付は12月30日までです。義援金の詐欺が横行していますので、くれぐれもご注意ください!

(3)控除できる金額

所得金額の25%又は特定寄付金の額のいずれか少ない金額 - 1万円 = 寄付金控除額

(4)控除を受けるための手続

寄付金控除に関する事項を記載した確定申告書に次の書類を添付して提出するか提示する。

寄付した団体などから交付を受けた受領書

特定の公益法人や学校法人などに対する寄付はその法人が適格であることの証明書や認定書の写し

「日本赤十字社新潟県支部」に対する拠出の場合は、振込用紙の通信欄に「領収書希望」と書けば郵送されてくるそうです。

(5)事例

所得金額 500万円 他の所得控除 150万円 寄付金 10万円

500万円 × 25% = 125万円 > 10万円 10万円 - 1万円 = 9万円 所得控除

所得税軽減額 9万円 × 20% = 18,000円

.法人が支払ったときの損金算入

(1)国や地方公共団体に対する寄付金、財務大臣が指定した一定の寄付金

全額損金算入することができます。

個人と同様一定の義援金にたいしては全額損金算入可能です。

(2)特定公益増進法人、認定NPO法人などに対する寄付金

一般の寄付金とは別枠で一定の限度額の範囲内で損金算入することができます。

(3)一般の寄付金

(資本等の金額 × 2.5/1000 + 所得の金額 × 2.5/100) × 1/2 = 損金算入限度額

上記はあくまで現行税制に基づいての記載であり、いずれも税務上の詳細な適用要件及び注意事項があります。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実行されるようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail wataru-n@mwc.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>